

市民協働推進計画（みんなでまちづくりプラン）【概要版】

計画の概要

(1) 計画策定の趣旨
「市民協働推進指針」に基づき、市民と行政との協働のまちづくりを実現できるよう、地域づくり活動や市民活動の支援策など、具体的な取組みを推進するための計画を策定

(2) 計画の位置付け
・「行政経営指針」における「市民との協働の推進」の取組みとして、基本的な考え方を踏まえた具体的な推進計画
・第4次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画「都市自治を確立する」の「市民の主体的なまちづくりを推進する」・「市民と協働のまちづくりを推進する」ための計画

(3) 計画の性格
市民協働のまちづくりに向けた環境整備や具体的な仕組みづくりについて盛り込んだ計画であり、協働事業の拡大を図るもの

(4) 計画期間 5か年計画（平成18年度～平成22年度）

計画策定の背景と必要性

(1) 背景
・少子化、高齢化の進行など社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化
・地方分権社会の到来
・市民のまちづくり活動への参加意識の高まり

(2) 必要性
まちを構成する地域団体、NPOなどがそれぞれの特性や能力を發揮し合いながら、公共の様々な課題を効果的に解決していくことが求められていることから、市民協働のまちづくりを推進するための具体的な取組みを計画的かつ効果的に展開していく「市民協働推進計画」の策定が必要

活動主体の特性

| 活動主体 | 特 性 |
|--------------|----------------------------------|
| 市民 | まちづくりに関心を持ち、社会的・公共的課題を自ら考え行動できる人 |
| 地域団体 | 一定の地域を基盤として地域に根ざした活動をしている団体 |
| NPO | 社会的使命の達成を目的に、社会に利益をもたらす活動を展開する団体 |
| 事業者 (企業等) | 組織や個人が行う生産・営利などの一定の目的を持った集団 |
| 市 | 公益や公平、中立性のもと、各種行政サービスを提供する公共団体 |

各主体の活動の現状と課題

| 活動主体 | 現 状 | 課 題 |
|--------------|--|---|
| 市民 | ・市民活動に参加意欲がある ・まちづくりに対する参加意識に格差など | ・まちづくり活動に参加しやすい仕組みの構築 ・まちづくりに関する市民意識の醸成 など |
| 地域団体 | ・活動者不足による役員の固定、高年齢化 ・地域課題への取組みが少ない など | ・活動の必要性への意識醸成 ・人材の育成、発掘、活用 など |
| NPO | ・公共的分野における担い手として活動 ・活動基盤（場所・資金）が弱い など | ・地域や行政などとの協力、連携体制の拡充 ・活動基盤の強化、活動場所の確保 など |
| 事業者 (企業等) | ・社会貢献活動への取組み ・活動への社内体制の整備 など | ・他の主体との情報の共有化を図る ・資源（人材、知識、技術等）の提供 など |
| 市 | ・広報紙などによる情報提供 ・まちづくり活動への支援 など | ・参加、参画しやすい仕組み ・情報の共有化の推進 など |

市民協働のまちづくりの考え方

基本理念 すべての市民が共にまちづくりについて考え、共に行動することによって、幸せと豊かさ、安らぎを実感できる市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てることを目指します。

基本原則

相互理解の原則・・・互いの目的や特性を理解し合い、まちづくりを行います。

自立性・自律性の原則・・・それぞれの力を發揮し、自立的に行動します。

評価の原則・・・協働事業を相互に評価、第三者評価を活用します。

公開の原則・・・透明性が高く、参加しやすい、開かれた関係づくりを目指します。

施策の体系



計画の推進にあたって

(1) 推進体制

- 市民協働推進委員会（各部次長で構成）：計画の評価と進行管理、推進のための協議、検討
- みんなでまちづくり会議（市民で構成）：協働事業に対する評価と提案
- 計画推進課（みんなでまちづくり課）：協働事業実施へ向けた支援
- 市民協働推進員（全庁全課に配置）：協働への職員の意識醸成、協働事業への転換、拡充

(2) 進行管理と評価

事業実施課などによる評価（一次評価）及び第三者による評価（二次評価）を行い、その結果については、次回事業にフィードバックし、協働形態や相手方等の見直しを行う。